

◎ 南海デジタルチケット取扱細則

制定 2021.9

(適用範囲)

第1条 サーバ管理型乗車券取扱規程(以下「規程」という。)の定めに基づく旅客の運送及びその取扱方については、規程によるほか、この南海デジタルチケット取扱細則に定めるところによります。

(乗車券の購入)

第2条 南海デジタルチケットは、南海電鉄の運営サイトにて、情報端末により購入しなければなりません。

(用語の意義)

第3条 この細則における主な用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

(1)「利用者」とは、南海デジタルチケットにより当社路線を利用する旅客をいいます。

(2)「情報端末」とは、インターネットに対応したスマートフォン等の情報端末(一部を除く。)をいいます。

(3)「購入情報等」とは、南海デジタルチケットの購入日時、商品名、購入額等の情報をいいます。

(4)「システム」とは、乗車券管理サーバと販売サイトを総称したシステムをいいます。

(システムにかかわる通信費用)

第4条 情報端末の通信費用等については、利用者が負担するものとします。

(インターネットの環境)

第5条 利用者が南海デジタルチケットを使用するために利用している通信提供事業者のシステム障害及び回線障害等が起因した損害等については、当社はその責任を負いません。

(発売額)

第6条 南海デジタルチケットの発売額は別に定めるところによります。

(支払方法)

第7条 南海デジタルチケットの支払方法は南海電鉄の定めるところによります。

(効力)

第8条 南海デジタルチケットの効力は、利用者自身が必ず情報端末を携行し、その情報端末の画面に表示された購入情報等に限って有効とします。

2 情報端末の故障、充電切れ等により南海デジタルチケットの購入情報を確認できない場合は、利用できません。

3 第2項の場合、乗車停留所から降車停留所までの運賃を収受します。

(乗越し)

第9条 南海デジタルチケットで乗越しを希望する場合、運送約款第27条第2項により取扱い、券面に表示された区間外に対する相当の旅客運賃を別途現金で収受します。

(払いもどし)

第10条 利用者は、利用者自身の操作により購入した南海デジタルチケットを払いもどしすることができます。

2 利用者は払いもどし1 回につき、別に定める手数料を支払うものとします。

3 使用開始後の払いもどしについては、別に定めるところによります。

4 払いもどし額が手数料に不足する場合は払いもどしできません。

(利用履歴及び購入履歴の確認)

第11条 規程第12条により利用履歴及び購入履歴を確認する場合、南海電鉄の運営サイト内で確認することができます。

(自動車の運行不能の場合の取扱方)

第12条 旅客は、対応カード端末機による読取処理をした後、自動車が運行不能となった場合、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。ただし、この場合乗車区間の運賃は収受しません。

(1) 乗車停留所までの無賃送還

(2) 乗車停留所に至る途中停留所までの送還